## 県職交渉(R2確定①)概要

- 1 日 時 令和2年11月5日(木)
- 2 場所 審理審問室
- 3 **出席者** 【当局】行政経営部長,人事課長外 【組合】委員長,副委員長,書記長
- 4 議 題 児童福祉司,通勤手当,両立支援,時間外勤務,再任用職員,会計年度任用職員

## 【参考】R 2確定交渉① 提案内容

- 現時点で本年の人事委員会勧告が行われていないが、人事委員会勧告は尊重すべきものと考えている。
- 厚生労働省から、児童虐待への対応等に当たる児童福祉司等について、月額 20,000 円相当の処遇改善の考えが示されたことを踏まえ、こども家庭センターに勤務する児童福祉司等の職員の給与について、所要の措置を講じることとしたい。

| 項目           | 組合主張   | 当局回答   |
|--------------|--|--|
| 児童福祉司        | ○こども家庭センターでは幅広い職種の職員が<br>業務を行っており、詳細を示してしっかり議<br>論してくれ。  | Oはい。   |
| 通勤手当         | 〇昨年の消費税の増税により, 再度持出しが生<br>じた職員もいる。課題認識はどうか。  | 〇自己負担が残る者がいることについては, 引き続き課題意識を持って取り組んでいく。          |
| 両立支援         | ○両立支援の課題について,人事委員会に具体<br>的に何を要望しているのか。   | ○介護が長期間になると現行の制度ではカバーできない場合があるので、課題を踏まえて要望している。    |
|              | 〇不妊治療休暇について, どういう休暇を検<br>討・要望しているのか  | 〇事前の検査などで使える休暇をイメージして<br>いるが,詳細は検討中だ。              |
| 時間外勤務        | 〇長時間の時間外勤務について, どう認識して<br>いるのか。  | ○これまでも局間応援などの対応をしている   が、現状で厳しい職場があることは認識して   いる。  |
|              | 〇上限規制の特例も出ており, 危機感を持って<br>対応してくれ。  | 〇局とも話をし,何ができるか考えていく。                               |
| 再任用職員        | ○再任用職員の一時金や生活関連手当について, どういう認識か。  | 〇国の制度に準じており、国にも働きかけている。引き続き何ができるか考えていきたい。          |
| 会計年度<br>任用職員 | ○人事院勧告では一時金の引下げが期末手当で配分されているが、会計年度任用職員には期末手当しかなく、制度的に課題がある。<br>○休暇は正規職員とは大きな格差があり、特に病気休暇の日数拡大について検討してくれ。 | 〇会計年度任用職員は国の制度に倣っている部分が多く,国の制度の中で整理していくのが基本と思っている。 |